

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 監 査 公 表

### 静岡市監査公表第6号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成28年8月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

### 記

#### 1 平成27年度包括外部監査（学校教育に関する事務の執行について）

##### （1）工事請負費

ア 失格者数の多い工事について（契約課）

##### 【指摘事項】

調査した競争入札の中に、入札者9者のうち、8者が最低制限価格未満の入札価格であったため、失格となっている工事が見受けられた。これらの8者は、最低制限価格からそれほど乖離のない金額、すなわち、ダンピングとは考えにくい入札価格で失格扱いとされている。結果として、この工事の落札者は、最も高い価格で入札したものとなっている。これは、競争入札制度の本来の趣旨である、市場原理の導入による財政支出の抑制と相反する結果といえる。

最低制限価格の決定について、例えば名古屋市では、予定価格の各工事費等から算出される金額に加え、平均入札価格の95%という金額が加味されている。最低制限価格を設定することにより、競争入札制度の本来の趣旨を損なうことがないよう、静岡市においても、

市場の相場を反映させることのできる制度への変更を検討する必要があると考える。

#### 【措置の状況】

最低制限価格は、競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときに設定し、ダンピング受注を防止する役割があります。

ダンピング受注には、工事の品質低下をはじめ、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を招くおそれがあります。

建設工事においては、ダンピング受注が発生した場合の社会的影響がとりわけ大きいため、財政支出の抑制よりもダンピング受注の防止が優先するものと考え、最低制限価格を設定しております。

ご指摘の入札については、この考え方に基づき入札を執行した結果、最低制限価格を下回ったことにより失格者が発生したものです。

名古屋市において実施している制度については、「あらかじめ最低制限価格を設ける（地方自治法施行令第167条の10第2項）」こととするとの点から議論の余地があること、また、昨年度、静岡県建設工事請負契約研究委員会において、現行制度との比較検討を行った結果を踏まえて、直ちに採用する考えはありません。

※ ダンピング受注・・・その請負の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結

#### イ 指名競争入札における最低制限価格の設定について（契約課）

##### 【指摘事項】

指名競争入札4工事で、最低制限価格未滿の入札を行ったとして、各入札で1者から2者の失格者が出ている。失格者の入札金額と最低制限価格の差は、それほど多額とはいえない金額である。選定された業者のみが参加する指名競争入札において、最低制限価格制度を適用すると、わずかに最低制限価格を下回っただけで、指名された業者が、画一的に失格となってしまう。これでは、市が指名競争によって享受すべきコスト削減メリットを放棄する結果になる。

指名競争の場合には、競争入札の本来の趣旨を損なうことがないように、最低制限価格の設定を行わないといった対応も検討することが必要である。もしくは、最低制限価格を計算式で算定された金額よりも低い金額で設定するなどの措置を講じる必要があると考え

る。

#### 【措置の状況】

最低制限価格は、競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときに設定し、ダンピング受注を防止する役割があります。

ダンピング受注には、工事の品質低下をはじめ、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を招くおそれがあります。

建設工事においては、ダンピング受注が発生した場合の社会的影響がとりわけ大きいため、特に必要があると認めるときとして、予定価格1億5,000万円未満のすべての入札工事（総合評価方式を除く）において最低制限価格を設定しております。

本市では、地方自治法に基づき一般競争入札を原則としており、指名競争入札については、特殊な工法、技術等を必要とする工事、過去の施工実績を特に勘案する場合等の要件にあてはまる場合に限り、例外的に採用しております。指名競争入札においても、一般競争入札と同様にダンピング受注を防止する必要があると考えているため、最低制限価格を設定しております。

ウ 地方自治法施行令第167条の10第2項に定める「特に必要があると認められるとき」の適用について（契約課）

#### 【指摘事項】

静岡市においては、予定価格1億5,000万円未満の入札工事（総合評価方式を除く）は、すべて一律に最低制限価格の設定対象としている。つまり、地方自治法施行令第167条の10第2項の「特に必要があると認めるとき」とは、静岡市では、予定価格1億5,000万円未満の入札工事（総合評価方式を除く）のすべてと判断していることになる。

しかし、現状は、最低制限価格の設定により、著しく低い価格でない入札者を失格者としているなど、入札の競争原理によって本来得られるコスト削減メリットを放棄する結果となっている。施行令に定める「特に必要があると認めるとき」の趣旨を再考し、競争入札本来の意義を失わないよう、現状の最低制限価格制度のあり方について見直すことが必要と考える。

#### 【措置の状況】

最低制限価格は、競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときに設定し、ダンピング受注を防止する役割があります。

ダンピング受注には、工事の品質低下をはじめ、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を招くおそれがあります。

建設工事においては、ダンピング受注が発生した場合の社会的影響がとりわけ大きいため、特に必要があると認めるときとして、予定価格1億5,000万円未満のすべての入札工事（総合評価方式を除く）において最低制限価格を設定しております。

#### エ 最低制限価格の算定方法について（契約課）

##### 【指摘事項】

最低制限価格の最低水準は、予定価格の10分の7とされている。しかし、今回の監査対象29件の合計額で見た場合、最低制限価格は予定価格の88.2%と非常に高い水準に設定されている。要綱には、「予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする」という規定がある。しかし、現状の計算過程から、予定価格の10分の7を下回る最低制限価格が算出されることはありえないため、この規定は、実際には利用されることがないものであると言わざるを得ない。

国土交通省の設定している基準であるとはいえ、実際に起こり得ない事象を要綱上定めている必要性はなく、むしろ、静岡市独自の最低制限価格制度を考案してもいいのではないかと考える。このような規定については見直しを行うべきと考えるが、変更できない場合でも、前述の名古屋市のような条件を加味することにより、最低制限価格を引き下げる工夫が必要と考える。

##### 【措置の状況】

最低制限価格は、競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときに設定します。

現在の算定式では、最低制限価格が予定価格の10分の7を下回る可能性は低いと考えられますが、当該規定は最低制限価格の下限が予定価格の10分の7であることを明らかにするために設定しているものです。

なお、現在本市では、公共工事に関する契約制度の運用の合理化を図るために国が設立

した、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）が定める算定式のモデルを準用しており、独自の制度を検討する考えはありません。また、前述のとおり、名古屋市において実施している制度を直ちに採用する考えはありません。

オ 「過去の入札の実例」を考慮した最低制限価格の設定について（契約課）

**【指摘事項】**

監査の対象とした 29 件の修繕工事の中に、4 件の防球ネット工事があったが、最低制限価格は、すべて予定価格の 90%と最も高い水準に設定されている。入札の状況を見ると、どの工事においても、すべての入札参加者が最低制限価格とほぼ同額の金額で入札を行っていることがわかる。この入札結果を検討すると、最低制限価格で入札をしてくるのが、業界の相場であると判断できる。

このような実績を、契約規則上明記されている「過去の入札の実例」として最低制限価格の算定時に考慮すれば、現状を上回る歳出削減が可能になると考える。今後は、契約規則に記載のとおり、過去の入札の実例を加味した最低制限価格の設定を積極的に行い、経費の最小化に取り組むべきである。

**【措置の状況】**

最低制限価格については、静岡市契約規則第 11 条第 2 項及び静岡市建設工事最低制限価格制度実施要綱に基づき、すべての入札を個別具体的に検討し設定しております。

また、前述のとおり、最低制限価格はダンピング受注を防ぐために設定するものであり、経費の最小化を目的とするものではありません。

カ 最低制限価格の調整について（契約課）

**【指摘事項】**

予定価格の 10 分の 9 より若干低い金額を最低制限価格としている工事について、その理由を確認したところ、「予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額から 1,000 円未満の端数を切り捨てて最低制限価格としました」とのことであった。

要綱第 3 条では、「10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては、10 分の 9 を乗じて得た額とし」と規定されており、1,000 円未満の端数を切り捨てるという定めはない。このため、本来であれば、1,000 円未満の端数を切り捨てる前の金額を最低制限価格として設定すべきであった。

**【措置の状況】**

平成 28 年度中に、端数を切り捨てる定めを要綱に盛り込みます。

キ 予定価格調書の様式について（契約課）

**【指摘事項】**

予定価格調書の様式では、「入札書比較価格」という文言が、2箇所において異なる意味で使用されている。しかし、調書の様式として、同じ「入札書比較価格」という表現により、異なる金額を記載するのは、誤解を招く恐れがある。「最低制限価格の入札書比較価格」と記載する、あるいは、「税込」や「税抜」であることを明示するなど、文言を修正する必要がある。

**【措置の状況】**

平成 28 年度中に、予定価格の入札書比較価格であるか最低制限価格の入札書比較価格であるかが明確になるよう、様式を修正します。

**(2) 過年度包括外部監査の措置状況**

ア 措置状況が公表されていないものについて（コンプライアンス推進課）

**【指摘事項】**

現状の管理方法においても、平成 21 年度以前の包括外部監査の指摘事項については、これまで記載してきたものの他にも、措置の内容が公表されていないものが存在している可能性がある。

平成 21 年度以前の指摘事項について、各所管課は、措置が行われているにもかかわらず、監査委員への通知が行われていないもの、すなわち、地方自治法に違反するものがないかどうかを、あらためて調査をする必要があると考える。

**【措置の状況】**

平成 21 年度以前の包括外部監査の指摘事項について調査を行ったところ、平成 21 年度包括外部監査では、監査対象となった 244 補助金中、141 補助金において、未措置（一部措置済）であるため、平成 28 年 8 月に、関係課に対し措置報告依頼をし、措置済のものについては監査委員への通知を行います。

また、平成 20 年度包括外部監査において、2 件の未措置が確認できたため、関係課に対し、措置報告依頼を行いました。今後、措置済の報告があれば、監査委員に通知します。

※平成 19 年度以前については、すべての指摘に対し、措置がなされており、その内容が公表されています。

イ 措置済となっていないものの取扱いについて（コンプライアンス推進課）

#### 【指摘事項】

市民への説明責任の観点から、行政管理課では、引き続き、「未措置」のものが「措置済」となるまで、継続的にフォローを続けていく必要がある。

その際には、「措置済」と「未措置」の考え方や、包括外部監査の結果に対する対応方法などのルールについて文書化しておき、今後も継続的に管理する仕組みを構築しておくことが必要と考える。

#### 【措置の状況】

平成 28 年度より、各課に対する措置報告依頼文に、以下のとおり、「措置済」と「未措置」の考え方について、明記しました。

##### <措置済>

- ・ 措置を実施したもの
- ・ 措置を実施する方針が決定しているもの
- ・ 指摘事項に対する措置をしない方針を決定したもの（監査人との見解の相違であり、市民に対し、措置をしない理由を説明することで措置済とする。）

##### <未措置>

- ・ 今後、措置を実施する予定であるが、市として明確な方針が決定していないもの（時期が未定のものも含む。）
- ・ 措置をするかどうかも含め、検討段階のもの

また、職員に対し、包括外部監査制度の周知や監査結果の対応方法を徹底するために、「(仮) 包括外部監査の手引」を作成し、e-Net 掲示板等で共有します。

今後も、未措置のものについては、定期的に（年に一度）、関係課に措置状況の報告を求めるとともに、措置を講じた時は、年度の途中であっても措置報告をするよう指導することで、継続的に管理していきます。